

6 予 防

防火対象物の現況

(1) 防火対象物

消防法では、建築物など火災予防行政の主たる対象となるものを防火対象物と定義し、そのうち消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物については、その用途や規模などに応じて、火災予防のための人的体制の整備や消防用設備等の設置、防災物品の使用などを義務付けています。

防火対象物数

令和6年度末現在

用 途 区 分			大 東 市	四 條 畷 市	合 計
1項	イ	劇場・映画館 等	2	1	3
	ロ	公会堂・集会場	49	26	75
2項	イ	キャバレー・カフェー 等			
	ロ	遊技場・ダンスホール	8	3	11
	ハ	性風俗関連特殊営業店舗			
	ニ	カラオケボックス 等	2		2
3項	イ	待合・料理店 等			
	ロ	飲食店	45	14	59
4項		百貨店・マーケット 等	99	46	145
5項	イ	旅館・ホテル 等	7	9	16
	ロ	寄宿舍・共同住宅 等	1,161	506	1,667
6項	イ	病院・診療所 等	36	11	47
	ロ	老人短期入所施設 等	46	28	74
	ハ	老人デイサービスセンター 等	64	29	93
	ニ	幼稚園・特別支援学校	3	4	7
7項		小・中・高・大学・各種学校 等	115	47	162
8項		図書館・博物館 等	3	1	4
9項	イ	公衆浴場のうち蒸気浴場・熱気浴場 等			
	ロ	イ以外の公衆浴場	9	1	10
10項		車両の停車場 等	2	1	3
11項		神社・寺院・教会 等	31	11	42
12項	イ	工場・作業場	644	75	719
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ			
13項	イ	自動車車庫・駐車場	34	11	45
	ロ	飛行機等の格納庫 等			
14項		倉庫	312	61	373
15項		前各項に該当しない事業所	260	96	356
16項	イ	特定防火対象物の存する複合用途防火対象物	375	152	527
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	93	50	143
16の2項		地下街			
16の3項		準地下街			
17項		重要文化財 等			
18項		延長50メートル以上のアーケード	1		1
19項		管理者の指定する山林			
20項		総務省令で定める舟車			
合 計			3,401	1,183	4,584

(2) 消防同意

消防同意は、消防本部が火災予防の観点から、建築物の消防用設備等について設計の段階から関与し、建築物の安全性を高めることを目的として設けられている制度です。

消防本部は、この制度の運用に当たって、建築物の防火に関する法令の規定を踏まえ、防火上の安全性及び消防活動上の観点から、よりきめ細かい審査、指導を行うとともに、この事務が迅速に処理されるような体制の充実と連携の強化を図っています。

消防同意件数

令和6年度中

用 途 区 分			大 東 市	四 條 畷 市	合 計
1項	イ	劇場・映画館 等			
	ロ	公会堂・集会場	2		2
2項	イ	キャバレー・カフェー 等			
	ロ	遊技場・ダンスホール			
	ハ	性風俗関連特殊営業店舗			
	ニ	カラオケボックス 等			
3項	イ	待合・料理店 等			
	ロ	飲食店	1	1	2
4項		百貨店・マーケット 等	1	2	3
5項	イ	旅館・ホテル 等			
	ロ	寄宿舎・共同住宅 等	27	18	45
6項	イ	病院・診療所 等	2		2
	ロ	老人短期入所施設 等	3	1	4
	ハ	老人デイサービスセンター 等	1		1
	ニ	幼稚園・特別支援学校			
7項		小・中・高・大学・各種学校 等	4		4
8項		図書館・博物館 等			
9項	イ	公衆浴場のうち蒸気浴場・熱気浴場 等			
	ロ	イ以外の公衆浴場			
10項		車両の停車場 等			
11項		神社・寺院・教会 等			
12項	イ	工場・作業場	4		4
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ			
13項	イ	自動車車庫・駐車場		2	2
	ロ	飛行機等の格納庫 等			
14項		倉庫	4		4
15項		前各項に該当しない事業所	7	1	8
16項	イ	特定防火対象物の存する複合用途防火対象物	4	3	7
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物			
16の2項		地下街			
16の3項		準地下街			
17項		重要文化財 等			
18項		延長50メートル以上のアーケード			
19項		管理者の指定する山林			
20項		総務省令で定める舟車			
その他			43	156	199
合 計			103	184	287

(3) 消防用設備等

消防法では、防火対象物の関係者は、当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、所要の消防用設備等を設置し、それを適正に維持しなければならないとされています。

消防用設備等に係る技術上の基準については、技術の進歩や社会的要請に応じ、逐次、規定の整備が行われています。

平成28年12月に発生した新潟県糸魚川市の大規模火災を踏まえ、火を使用する設備を設けた飲食店等には、原則として面積にかかわらず消火器具の設置を義務付けることとされました。

また、民泊を行う場合は、利用者の安全確保のために、建物の規模や階数等により消火器や自動火災報知設備等の設置が必要となるため、家主等が住宅宿泊事業の届出を行う際に申請書類に基づく図面審査や必要に応じて現地確認を行い、民泊の開始前に消防機関が防火上の安全を確認することとしています。

消防用設備等検査状況

令和6年度中

消 防 用 設 備 等		大 東 市	四 條 畷 市	合 計
消火設備	消火器	71	23	94
	屋内消火栓設備	9	1	10
	スプリンクラー設備	7	7	14
	水噴霧消火設備等	2		2
	屋外消火栓設備			
	動力消防ポンプ設備	1		1
警報設備	自動火災報知設備	90	30	120
	ガス漏れ火災警報設備			
	漏電火災警報器			
	火災通報装置	5	3	8
	非常警報設備等	8	5	13
避難設備	避難器具	11	3	14
	誘導灯・誘導標識	77	29	106
	消防用水			
消防活動上 必要な施設	排煙設備			
	連結散水設備			
	連結送水管	2		2
	非常コンセント設備	1		1
	無線通信補助設備			
合 計		284	101	385

危険物規制事務の概要

消防法では、火災発生の危険性及び火災が発生した場合にその拡大の危険性が大きいものや火災の際に消火が困難であるなどの性状を有する物品を「危険物」として指定しています。危険物規制事務では、これら危険物の貯蔵・取扱い及び運搬において保安上の規制を行い、危険物による災害を防止し、公共の安全が確保されるように適切な指導を行っています。

(1) 危険物施設及び事業所数

令和6年度末現在

区 分		大 東 市	四 條 畷 市	区分別合計
製 造 所		3		3
貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	75	3	78
	屋 外 タンク 貯 蔵 所	7		7
	屋 内 タンク 貯 蔵 所	4		4
	地 下 タンク 貯 蔵 所	25	19	44
	簡 易 タンク 貯 蔵 所			
	移 動 タンク 貯 蔵 所	5	8	13
	屋 外 貯 蔵 所			
取 扱 所	給 油 取 扱 所	23	18	41
	第 一 種 販 売 取 扱 所	3		3
	第 二 種 販 売 取 扱 所			
	一 般 取 扱 所	23	3	26
構 成 市 別 合 計		168	51	219
危 険 物 事 業 所		115	34	149

(2) 危険物施設の推移

令和6年度末現在

区 分 年度別	合 計	製 造 所	貯 蔵 所								取 扱 所					事 業 所
			小 計	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タンク 貯 蔵 所	屋 内 タンク 貯 蔵 所	地 下 タンク 貯 蔵 所	簡 易 タンク 貯 蔵 所	移 動 タンク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	小 計	給 油 取 扱 所	第 一 種 販 売 取 扱 所	第 二 種 販 売 取 扱 所	一 般 取 扱 所	
令和4年度	231	3	157	84	7	4	48		14		71	41	3		27	152
令和5年度	220	3	148	82	7	4	42		13		69	41	3		25	148
令和6年度	219	3	146	78	7	4	44		13		70	41	3		26	149

(3) 危険物施設関係事務処理状況

令和6年度中

区 分		大 東 市	四 條 畷 市	合 計
許 可	設 置	3		3
	変 更	10	4	14
完成検査	設 置	1		1
	変 更	8	2	10
仮 使 用 承 認		9	2	11
点 検 期 間 延 長 承 認				
予防規程	制 定			
	変 更		1	1
仮 貯 蔵 ・ 仮 取 扱 承 認		7		7
そ の 他 の 申 請		1		1
軽 微 な 変 更 届		15	10	25
危 険 作 業 届		1	2	3
譲 渡 引 渡 届		1		1
品 名、数 量 又 は 倍 数 変 更 届		3		3
廃 止 届		4		4
保 安 監 督 者 選 任 解 任 届		19	4	23
氏 名、名 称、住 所 変 更 届		35	4	39
危 険 物 取 扱 作 業 従 事 者 届		4	8	12
製 造 所 等 使 用 休 止（再 開）届				
そ の 他 の 届 出		1		1
構 成 市 別 合 計		122	37	159

完成検査 前 検 査	水 張 検 査	4
	水 圧 検 査	4
水 張 ・ 水 圧 検 査（条 例）		



地下貯蔵タンク

保安3法規制事務の概要

経済産業省所管の「火薬類取締法」、「高压ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「液化石油ガス法」という。)」に係る事務について、大阪府から当組合の構成市へ権限が移譲されました。組合規約の定めにより、平成26年4月1日から当組合で事務を行っています。

火薬類取締法の規制

火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いを規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的としています。

(1) 火薬類取締法関係事務処理状況

令和6年度中

火 薬 類 関 係 事 務 処 理 件 数	38
-----------------------	----

高压ガス保安法の規制

高压ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱い及び消費並びに容器の製造及び取扱いを規制することにより、高压ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保することを目的としています。

(2) 高压ガス保安法関係事業所数

令和6年度末現在

区 分	大 東 市	四 條 畷 市	区分別合計
第一種製造者(冷凍則以外)	7		7
第二種製造者(冷凍則以外)	21	8	29
第一種製造者(冷凍則)			
第二種製造者(冷凍則)	10	3	13
第一種貯蔵所			
第二種貯蔵所	8	2	10
特定高压ガス消費者	1	1	2
販 売 業 者	38	15	53
容 器 検 査 所	2		2
構 成 市 別 合 計	87	29	116



高压ガス施設

(3) 高圧ガス保安法関係事務処理状況

令和6年度中

区 分			大 東 市	四 條 畷 市	合 計
申 請	第一種製造者	製 造 許 可			
		製 造 施 設 等 変 更 許 可	4		4
		完 成 検 査	4		4
		保 安 検 査			
	第一種貯蔵所	貯 蔵 所 設 置 許 可			
		貯蔵所位置等変更許可			
		完 成 検 査			
	容 器 検 査 所	登 録			
		登 録 更 新			
	特 別 充 て ん 許 可 申 請				
高 圧 ガ ス の 種 類 又 は 圧 力 の 変 更 申 請					
そ の 他 の 申 請					
届 出 等	第一種製造者	製 造 施 設 軽 微 変 更 届	10		10
		製 造 開 始 届			
		危 害 予 防 規 程 届			
	第二種製造者	製 造 事 業 届		1	1
		製 造 施 設 等 変 更 届	2		2
	第一種貯蔵所	貯 蔵 所 軽 微 変 更 届			
	第二種貯蔵所	貯 蔵 所 設 置 届			
		貯蔵所位置等変更届			
	販 売 業 者	販 売 事 業 届	1		1
		販売に係る高圧ガスの種類変更届			
	特定高圧ガス 消 費 者	特 定 高 圧 ガ ス 消 費 届			
		特定高圧ガス消費施設等変更届			
	承 継 届				
	受 検 届 ・ 検 査 記 録 届 ・ 検 査 結 果 報 告		6		6
	廃 止 届		1	1	2
	選 任 ・ 解 任 届		4	1	5
	事 故 届				
	氏 名 等 の 変 更 届		15	2	17
そ の 他 の 届 出 等		1		1	
構 成 市 別 合 計			48	5	53

液化石油ガス法の規制

一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にすることによって公共の福祉を増進することを目的としています。

(4) 液化石油ガス法関係事業所数

令和6年度末現在

区 分	大 東 市	四 條 畷 市	区分別合計
液 化 石 油 ガ ス 販 売 事 業 者	9	4	13
保 安 機 関	8	3	11
充 て ん 設 備	2		2
特定液化石油ガス設備工事事業者	9	5	14
構 成 市 別 合 計	28	12	40

(5) 液化石油ガス法関係事務処理状況

令和6年度中

区 分			大 東 市	四 條 畷 市	合 計
申 請	販 売 事 業 者	登 録			
	保 安 機 関	認 定			
		認 定 更 新			
		一般消費者等の数の増加の認可			
		保安業務規程(変更)認可			
	そ の 他 の 申 請		1		1
届 出 等	販 売 事 業 者	登 録 行 政 庁 の 変 更 届			
		変 更 届			
	保 安 機 関	認 定 行 政 庁 の 変 更 届			
		変 更 届			
		一般消費者等の数の減少届			
	充てん事業者	軽 微 な 変 更 届	5		5
	貯 蔵 施 設 等	軽 微 な 変 更 届			
	特定液化石油 ガス設備工事	事 業 開 始 届			
		事 業 変 更 届	1		1
	承 継 届				
	受 検 届 ・ 検 査 結 果 報 告		4		4
	廃 止 届		2	1	3
	選 任 ・ 解 任 届		8		8
	液 化 石 油 ガ ス 設 備 工 事 届		4		4
事 故 届					
そ の 他 の 届 出 等		18	7	25	
構 成 市 別 合 計			43	8	51